

三菱UFJ信託銀行で【NISA口座】をご利用されているお客さまへ

## 平成30年以降のNISA継続利用に関するお知らせ

平成29年10月1日において、弊社に平成29年のNISA非課税枠が設定されたNISA口座を開設しており、マイナンバーを告知いただいているお客さまにおかれましては、租税特別措置法（附則平成28年）第73条第2項が適用されますので、特段の手続きを行うことなく、弊社に開設しているNISA口座に平成30年以降のNISA非課税枠が自動的に設定されます。

一方で、平成29年9月末までに取扱金融機関にマイナンバーのご提出がない場合は、平成30年以降のNISA非課税枠が自動設定されないため、継続してNISA口座をご利用いただくためには、マイナンバーのご提出に加え、改めてNISA非課税枠の利用申込み手続きが必要となります。\*

(\* ) とうしんつみたてや再投資を行っているお客さまは、平成30年以降の初回取引発生までに非課税投資枠の設定が完了しない場合、自動的に課税口座での購入となります。

引き続きNISA口座を円滑にご利用いただくためにも、平成29年9月末までにマイナンバーをご提出くださいますようお願い申し上げます。

すでにマイナンバーを提出されたお客さまで弊社において平成30年以降のNISA非課税枠の設定をご希望されない場合は、平成29年9月末日までに所定の届出書\*をご提出ください。

届出書を提出される場合は以下フリーダイヤルまたはお取引店までご連絡ください。

※【NISA】非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書

### 【本件にかかる問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行 0120-349-250（つながりましたら12を押してください）  
平日：9：00～17：00（土日祝日等を除く）

※お取引に関するお問い合わせは、お取引店までお願いします。

- 
- 平成30年1月に開始予定の「つみたてNISA」をご利用の場合は平成29年10月以降に改めてお手続きが必要となります。
  - 当書面は平成29年7月現在施行されている税法に基づき作成されたものです。今後関連する税制改正が行われた場合、内容が変更となる可能性があります。